

2022年5月24日

各 位

会 社 名 アキレス株式会社 代表者名 代表取締役社長 伊 藤 守 (コード番号:5142 東証プライム) 問合せ先 執行役員管理部門統轄補佐 兼コンプ^{*} ライアンス本部長 寺 岡 伸 明 (TEL. 03-5338-9204)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月24日開催の取締役会において、2022年6月29日開催予定の第102回定時株主総会に、下記のとおり「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、取締役会の監査・監督機能の強化を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るため、監査等委員会設置会社に移行いたしたいと存じます。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)について事業目的を 追加するものであります。
- (3) 地震等の自然災害や不測の事態に備え、株主総会の開催場所の選択肢を広げるため、株主総会の招集地を限定する現行定款第12条(招集および招集地)第2項を削除するものであります。
- (4) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに 規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の電 子提供制度が導入されることになりますので、次のとおり所要の変更を行うものであ ります。
 - ① 株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款に 定めることが義務付けられることから、変更案第15条(電子提供措置等)第1項を新 設するものであります。
 - ② 書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができるようにするため、変更案第15条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。

- ③ 現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規 定は不要となるため、削除するものであります。
- ④ 上記変更についての効力に関する附則第2条を設けるものであります。なお、本 附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (5) 取締役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、業務執行取締役等で ない取締役との間で責任限定契約を締結できるよう、変更案第28条(取締役の責任免 除) 第2項において責任限定契約の対象の変更を行うものであります。なお、各監査役 の同意を得ております。加えて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査役の責 任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則第1条を設けるものといたします。
- (6) 上記条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。また、その 他表現の明確化を図るため所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

I		
現 行 定 款	変 更	案
第1章 総 則 (商 号) 第1条 当会社は、アキレス株式会社と 称する。 英文では、Achilles Corporation と表わす。	第1章 総 貝 (商 号) 第1条 当会社は、アキレス 称 <u>し、</u> 英文では、A Corporationと <u>表示</u>	chilles
(目 的) 第2条 当会社は、次の事業を営むをもって目的とする。 (1) 次の事業を営むをもって目的ののののでは、加工では、一個では、一個では、加工では、一個では、加工では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	(目 的) 第2条 (1) (1) (2) (3) (4) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	一 る製品 大

現行定款	変 更 案
(⑥ 塗装・蒸着マスクおよび 電鋳金型 (⑰ 福祉介護用品 (® 衝撃吸収材 (2) 汚水処理に関する装置の製造および販売 (3) 建築・土木に関する業務 (4) 金属および合成樹脂等への表面処理剤の製造、販売ならびに輸出入 (5) 不動産の賃貸に関する業務 (6) ライセンス事業 (新設)	(B) 塗装・蒸着マスクおよび 電鋳金型 (D) 福祉介護用品 (B) 衝撃吸収材 (2) 汚水処理に関する装置の製造および販売 (3) 建築・土木に関する業務 (4) 金属および合成樹脂等への表面処理剤の製造、販売ならびに輸出入 (5) 不動産の賃貸に関する業務 (6) ライセンス事業 (7) 総合リース業およびレンタル業 (8) 産業廃棄物および一般廃棄物の収集、運搬、処理、再生および再生品の販売
(新設) <u>(7)</u> 前各号に附帯する一切の業 務	(9)前各号に関する技術指導、 受託開発およびコンサルティ ング業務(10)前各号に附帯する一切の業務
第3条(条文省略)	 第3条(現行どおり)
(機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人	(機 関) 第4条 当会社は、株主総会および取締 役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
第5条(条文省略)	第5条(現行どおり)
第2章 株 式 第6条~第11条(条文省略)	第2章 株 式 第6条〜第11条(現行どおり)
第3章 株主総会 (招集 <u>および招集地</u>) 第12条 (条文省略) <u>2 株主総会の招集地は本店所在地</u> または足利市とする。	第3章 株主総会 (招集) 第12条 (現行どおり) (削除)
第13条~第14条(条文省略)	第13条〜第14条(現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット 開示とみなし提供) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類、事業報 告、計算書類および連結計算書 類(会計監査報告又は監査報告 を含む。)に記載または表示を すべき事項に係る情報を、法務 省令に定めるところに従いイン ターネットを利用する方法で開 示することにより、株主に対し て提供したものとみなすことが できる。	(削除)
(新設)	(電子提供措置等) 第15条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容 である情報について、電子提供 措置をとるものとする。 2 当会社は、電子提供措置をとる 事項のうち法務省令で定めるも のの全部または一部について、 議決権の基準日までに書面交付 請求した株主に対して交付する 書面に記載しないことができる。
第16条~第17条(条文省略)	第16条~第17条(現行どおり)
第4章 取締役および取締役会 (員 数) 第18条 当会社の取締役は、 <u>15</u> 名以内と する。 (新設)	第4章 取締役および取締役会(員 数)第18条 当会社の取締役(監査等委員であるものを除く。)は、10名以内とする。2 当会社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。
(選任方法) 第19条 取締役は、株主総会において選 任する。 2 (条文省略) 3 (条文省略)	(選任方法) 第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、</u> 株主総会において選任する。 2 (現行どおり) 3 (現行どおり)

玮	1 行	定	款	変	5	更	案
任	期)	Ha. S		任	期)	. در د وسور	
第20条	取締役の任う内に終了す。終のものにの終結の時	る事業年月 関する定	医のうち最 持株主総会	第20条	<u>を除く。</u> 年以内 ち最終	<u>,)</u> の任期 に終了する のものに関	<u>に員であるもの</u> 明は、選任後 <u>1</u> 5事業年度のう 関する定時株主 にでとする。
2	補欠または た取締役の 締役の任期 する。	任期は、個	也の在任取	(削除)			
(新設)				2	は、選 事業年	任後 2 年以 度のうち 時株主総会	5 取締役の任期 以内に終了する 最終のものに関 会の終結の時ま
新設)				3	委員で 選任さ 締役の 委員で	ある取締役 れた監査等 任期は、追	登任した監査等 との補欠として 等委員である取 登任した監査等 との任期の満了
(代表耳	取締役および	役付取締役	도)	(代表耳	取締役お.	よび役付取	文締役)
第21条	取締役会は代表取締役			第21条	員であ	るもの <u>を関</u> の決議によ	第役(監査等委会)の中か たって代表取締
2	取締役会は、取締役社長応じ取締役。専務取締役・取締役相談・ことができ	1名を定ぬ 会長、取締 、常務取締 役各若干名	か、必要に 帝役副社長、 帝役および	2	<u>員であ</u> <u>ら、</u> そ 長1名 役会長、 締役、	るものを例 の決議によ を定め、必 を取締役品 常務取締役 各若干名を	辞役(監査等委 会く。)の中か こって取締役社 必要に応じ取締 別社長、取 設および取こと と定めることが
第22条	(条文省略)			第22条	(現行ど:	おり)	
第23条	受会の招集通知 取締役会の招 3日前までに <u>監査役</u> に対し 緊急の必要か 期間を短縮す	3集通知は 2各取締役 こて発する ごあるとき	<u>および各</u> 。ただし、 は、この	(取締役 第23条	3日前 発する。 あると	会の招集追 までに各耳 , ただし、	通知は、会日の 対締役に対して 緊急の必要が 対間を短縮す

現行定款変更案

2 取締役<u>および監査役</u>の全員の同意があるときは、招集の手続き を経ないで取締役会を開催する ことができる。 2 取締役の全員の同意があるとき は、招集の手続きを経ないで取 締役会を開催することができる。

第24条 (条文省略)

第24条 (現行どおり)

(新設)

(取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第 6項の規定により、取締役会の 決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項 を除く。)の決定の全部または 一部を取締役に委任することが できる。

第<u>25</u>条(条文省略)

第26条 (現行どおり)

(報酬等)

(報酬等)

第<u>26</u>条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益<u>(以下、</u>「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

(取締役の責任免除)

第27条(条文省略)

第28条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第5章 <u>監査役および監査役会</u> (員 数) 第5章 監査等委員会

第28条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(削除)

				1		
瑪	行	定	款	変	更	案
(選任) 第29条 <u>2</u>	<u>ち法)</u> 監査役は、校任する。 監査役の選任 行使すること 決権の3分の 主が出席し、 数をもって行	£決議は、 こができる D1以上を その議》	議決権を 3株主の議 と有する株	(削除)		
<u>(任</u> 第30条 <u>2</u>	期) 監査役の任期 内に終了する 終のものに限 の終結の時間 任期の満了自 の任期は、近期の満了する	る事業年度 関する定時 までとする 前に退任し で選任され 退任した盟	度のうち最 持株主総会 3。 した監査役 れた監査役 性査役の任	(削除)		
<u>(常勤の</u> 第31条	の監査役) 監査役会は、 常勤の監査役			(削除)		
	<u>设会</u> の招集通知 <u>監査役会</u> の対	四集通知に				の招集通知は、会
2	3日前までは、 発するときない。 ることが全員の 招集の 景を開催する	ごし、緊急 この期間 きる。 D同意があ きを経ない	意の必要が 引を短縮す あるときは、 いで <u>監査役</u>	2	に対して発する の必要がある。 を短縮すること <u>監査等委員の</u> 会 ときは、招集の	でに各監査等委員 る。ただし、緊 ときは、この期間 とができる。 全員の同意がある の手続きを経ない 会を開催すること
	<u>公会</u> 規則) <u>監査役会</u> に関 または本定意 において定め よる。	次のほか、	監査役会		法令または本気	こ関する事項は、 E款のほか、 <u>監査</u> いて定める <u>監査等</u> よる。
	州 <u>等)</u> 監査役の報酬 決議によって		,	(削除)		

現 行 定 款	変	更	案
(監査役の責任免除) 第35条 当会社は、会社法第426条第1 の規定により、任務を怠った とによる監査役(監査役であ た者を含む。)の損害賠償責 を、法令の限度において、取 役会の決議によって免除する とができる。 2 当会社は、会社法第427条第二 の規定により、社外監査役と 間に、任務を怠ったことによ 損害賠償責任を限定する契約 締結することができる。ただ 当該契約に基づく責任の限度 は、1,000万円以上であらかり 定めた金額または法令が規定 る額のいずれか高い額とする	こっ任締こ 項のるをし額がす		
第6章 計 算 第 <u>36</u> 条~第 <u>40</u> 条(条文省略) (新設) (新設)	(附 <u>(監査役の</u> 第1条) 2 2 2 3 3	— の責任免除に関す 当会社は、会社法	59) - る経過措置) - 第426条第1項 - 査等委員会設 - 務を怠ったこ (監査役であっ - 損害賠償責任 - おいて、取締
(新設)	措置 <u>)</u> 第 2 条 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章 章	会資料の電子提供 見行定款第15条 (書類等のインター なし提供)の削 を第15条 (電子提 所設は、会社法の る法律 (令和元年 付則第1条ただし る改正規定の施行 「施行日」という を生ずるものとす	(株主総会参考 ネット開示と 除および変更 (供措置等)の つ一部を改正す 法律第70号) 書きに規定す の日(以下 。)から効力

現	行	定	款	変	更	案
(新設)				<u>目か</u> 会の は、	類の規定にかかれ いら6ヶ月以内の の日とする株主 現行定款第15章 野する。	の日を株主総 総会について
(新設)				3 本身 過し の F	は、施行日か た日または前 1から3ヶ月を ざれか遅い日後	項の株主総会 経過した日の

3. 定款変更の日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日

2022年6月29日(予定) 2022年6月29日(予定)

(2) 定款変更の効力発生日

以上